

令和2年5月29日

中小企業の事業承継：兄弟の遺留分侵害額請求と所得税

I. はじめに

あなたは65歳、従業員30名の老舗のホテルを経営する会社のオーナー社長です。

奥さんはすでに他界し、お子さんはあなたと一緒にホテルを切り盛りする長男（35歳）とやり手の飲食店の経営者に嫁いだ長女（30歳）がいます。あなたは長男にゆくゆくは会社を継いでもらいたいと思っていました。

ただ、あなたが単独で保有する株式は時価が1億円で、株式を長男に生前贈与すると高い贈与税が発生してしまいます。また、長男もまだ若く、会社経営の全てを委ねるのにも不安があります。

そこで、会社の株式を長男に信託譲渡し、あなたが委託者兼受益者、長男を受託者として、長男に贈与税がかからず、会社の経営を可能にしました。またあなたの長男に対する指図権も設定し、会社を経営ししばらく経営することにしました。あなたが亡くなったときに指図権は消滅し、受益者も長男になるようにしました。

ただ、長女が会社の事業の承継に対して、遺留分を主張してくることが考えられたので、他の唯一のめぼしい財産である自宅（土地、建物、時価2000万円もあわせて、一括して長男に遺贈することとし、遺言書も作成しておきました。

あと5年くらいは会社の経営を継続するつもりでしたが、突然のコロナ禍の影響で会社の経営が窮地に陥り、ストレスのあまりの心筋梗塞で、突然亡くなってしまいました。あなたが亡くなった時点で、ホテル業を営む会社の経営状態は最悪で、債務超過に陥っていました。株価はゼロで、相続財産は自宅だけとなっていました。

長女は、あなたや長男の会社の経営上の苦勞をよく分かっていたのですが、長女の夫の飲食店もコロナ禍で火の車です。長女もやむを得ず、遺留分の侵害請求をしてきました。

家族信託と遺言の作成された時点の株式の時価1億円と自宅の時価2000万円の合計1億2000万円の4分の1の3000万円を自分の遺留分の侵害額として請求してきたのです。手元に現金が全くない長男としてもやむを得ず、自分が相続した自宅を長女に譲り、長女もそれを認めました。

しかし、その後に税務署から、遺留分侵害額3000万円の20%の600万円の所得税の支払いが未了であると指摘されました。長男はあなたに対して憤っています。

どうしてこんなことになったのでしょうか。

家族信託や遺言書の作成に当たり、相続問題に詳しい弁護士に相談しなかったからです。また、長男としてはどうすればよいのでしょうか。

腕利きの弁護士に相談しましょう。

II. 遺留分

本来あなたの遺産は全てあなたのものです。遺産の全てをあなたが処分することは可能です。長女のみならず、長男に対しても一円も渡さなくてもよいのです。すべてを愛人に遺贈することも可能です。

これを遺産処分の自由と言います。

しかし、長男のようにあなたの会社の発展に貢献している人もいますし、あなたの奥様のように、あなたの遺産によって生活する人もいます。そのような人の権利を守るために、遺留分という制度があります。

おおざっぱに言って、法定相続分の半分、法定相続分が2分の1（民法900条1号）であれば、4分の1の遺留分（民法1042条2号）が与えられます。あなたの遺産の処分の自由は制限され、遺留分を侵害することはできないのです。

そして遺留分制度は日本の公序良俗として、家族信託のような契約や遺言書をもってしても、変更することはできないのです（東京地方裁判所平成30年9月12日判決）。

遺言書に定めていた通りに相続をした人に対しても、家族信託で定めた通りの財産の管理をしている人に対しても、遺留分権利者（長女）は容赦なく遺留分を請求できます。遺留分を侵害するような家族信託契約は遺留分を侵害している限り、その部分が無効になります。

III. 遺留分の行使の方法

遺留分が侵害された場合の救済方法は旧法と新法で大きく異なります。

昨年6月30日まで施行されていた旧民法上、遺留分の救済方法は遺留分減殺請求と言われていました。遺留分を侵害する行為はその範囲で無効になり、遺留分を侵害して譲渡された金銭に対しては不当利得返還請求権（民法703条）の対象となり、不動産は共有になります。

本件に即していえば、長男に贈与された株式の4分の1が長女のものになり、自宅の持分の4分の1は長女との共有になります。

このような旧法の遺留分の救済方法（遺留分減殺請求権といいます。）は、あなたのように亡くなった方（被相続人といいます。）の事業承継や不動産の処分にとって大きな弊害となっていました。

昨年の7月1日に施行された新法では、遺留分権利者（長女）は遺留分を侵害する人（長男）に対して、遺留分が侵害された金額（3000万円）の金銭請求権を行使することができるだけになりました（民法1046条、遺留分侵害額請求権といいます。）。

単なる請求権ですので、遺留分侵害額請求を受けたものは、現金を支払えば足りません。株式や不動産を手元に置くことも可能です。事業承継や不動産の処分は容易になりました。

問題は先立つものがない場合です。その場合には、頭が痛い問題が生じてしまいます。

所得税の問題です。

IV. 遺留分侵害額請求権の代物弁済

民法の改正に伴い、譲渡所得の計算に関する所得税法 33 条の解釈が改められました（所得税法基本通達 33-1 の 6）。

新しい解釈によれば、長女の遺留分侵害額請求権に対して現金ではなく、不動産を渡した場合、3000 万円の債権を不動産で支払ったものとみなすのです。

この場合、不動産の取得価格と債権の額との差額の 20% について所得税が課されるのです。不動産や株式などについては取得価格と時価との差額がある（含み益）がある場合が少なくないので、不動産の処分などによって、不動産の価値が現金化した場合にその時点で課税することになっています（キャピタル・ゲイン課税）。

この考えが遺留分侵害額請求の場合にも当てはめられました。

いってみれば、いったん不動産を売却して、現金で遺留分侵害額請求権を弁済した場合と同様に、不動産の含み益が現実化したとして、その時点で所得税が課されることになったのです（所得税基本通達の変更に伴う趣旨説明）。

V. 対応策

長男としてどうすればよいでしょうか。

このコロナ禍で600万円ものお金をすぐに支払うわけにもゆきません。長男が現金の支払いを免れる唯一の方法としては、遺贈の放棄でしょう（民法986条1項）。

結果として、あなたの遺言は無かったこととなります。

株式も自宅も長男と長女の遺産分割協議の対象になります。その中で、株式を長男が、自宅を長女が受け取ればよいでしょう。長男としては会社の経営を続けることができますし、長女としては時価2000万円の不動産が手に入りますので、それを売って夫の飲食店の経営を支えることが可能になるでしょう。

あなたはどうすればよかったのでしょうか。

長女の遺留分に配慮した家族信託を設定し、遺言書を作成すべきでした。長女の遺留分についての考え方が変わったので、それに対応する配慮をすべきでした。

VI. 最後に

事業承継や相続対策に家族信託は有効です。

しかし、相続人の遺留分は無視することができません。

家族信託を設定したり、遺言書を作成するときも、遺留分については注意が必要です。

特に、昨年7月1日に改正された遺留分侵害額請求権制度の創設や、それにとまなう所得税法の解釈の変更までも見据えた家族信託の設定や遺言書の作成が必要になります。

良い弁護士を探して、よく相談をしましょう。

せっかくあなたの思いを組んで、あなたの事業を承継した息子さんを泣かせないようにするのはあなたの最後の大事なお仕事だからです。

ちなみに、下記の者は家族信託に精通する数少ない弁護士の一人です。

〒154-0004

東京都世田谷区太子堂4丁目18番12号

ラポール原口2階

電話： 03-6205-4404

FAX：03-6205-4405

e-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

原口総合法律事務所

所長 弁護士 原口薫

以上